



磐田市不妊治療費助成金交付制度

①保険診療として受けた 不妊治療（体外受精など）の治療費

一般不妊治療 タイミング法・人工授精

生殖補助医療 採精・採卵→体外受精・顕微授精→受精卵・胚培養
→（胚凍結保存）→胚移植

助成額 ※一連の治療1回につき **上限8万円**



②保険診療の不妊治療と併用して受けた 不妊治療に係る「先進医療」の治療費

※「先進医療」とは、保険適応外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。不妊治療に関する「先進医療」の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

先進医療の例 タイムラプス・SEET法・二段階胚移植法など

助成額 ※一連の治療1回につき **上限10万円**

※高額療養費や付加給付金等の補助額、静岡県の不妊治療費（先進医療）助成金を除いた最終的な自己負担額に対して、治療内容に応じた上限額を限度に助成をします。

※一連の治療とは、採精・採卵から移植後の判定結果まで、もしくは医師の判断による治療から移植の中止までです。

助成対象者

- ・夫又は妻の住所が磐田市内にある方（事実婚関係にある夫婦も含みます）
 - ・令和6年4月1日以後に治療が終了した方
 - ・夫婦のいずれも医療保険に加入されている方
 - ・他市の助成を受けていない方
- ※静岡県不妊治療費（先進医療）助成制度、高額療養費の給付対象の方は助成を受けることができます。適用を受けた後に申請をしてください。
- ・市税を完納している方

助成回数

磐田市で令和5年4月1日以降に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

- ・40歳未満の場合、43歳になるまで1子ごとに**6回**
- ・40歳以上の場合、43歳になるまで1子ごとに**3回**

必要書類

すべて揃えてから申請をしてください

①不妊治療費助成金交付申請書

※申請書に記載される助成金の振込先がゆうちょの場合、**申請者名義**の通帳をご持参ください。

②不妊治療費受診等証明書

③領収書及び診療明細書の原本

④高額療養費、決定通知書の写し

⑤不妊治療費助成チェックリスト

⑥保険組合の付加給付金交付決定通知書

※自己負担額が**21,000円以上**の月がある方は、**必ず加入している公的医療保険の保険者へご確認ください！！**

保険診療の給付の有無が確認できない場合は助成の受付ができなくなりますので、ご注意ください。

⑦静岡県不妊治療費（先進医療）助成金交付決定通知書

※**先進医療で静岡県に申請をする場合は必ず市より先に静岡県へ申請をしてください。**

⑧限度額適用認定証（お持ちの方）

夫婦で別住所・事実婚の方

夫婦で別住所に住民票がある方や事実婚の方は①～⑧までの上記「必要書類」の他に提出いただく書類があります。詳細は磐田市のHPか、こども若者家庭センター（0538-37-2012）にお問い合わせください。



磐田市HP

申請期限

「不妊治療費受診等証明書」に記載された治療終了日から**1年以内**に申請してください。

窓口所要時間

30分から1時間程度

※窓口でのご相談・申請には二次元バーコードからの事前予約がおすすめです。ぜひご利用ください。

